

令和7年11月 守口市教育委員会定例会

○日 時 令和7年11月17日（月）

午後3時30分～午後4時27分

○場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○出席者

教育長 田中 実

教育委員

教育長職務代理者 杉岡 佐緒理

委員 中野 澄

事務局等

学校教育指導監 原田 英和 教育次長 濑尾 邦雄

教育総務課長 水野 敦夫 学校教育課長 中西 崇介

保健給食課長 鈴木 将巳 教育センター長 間宮 大輔

学校教育課参事 森尾 輝義 教育総務課長代理 異 陽子

学校教育課長代理 山口 喜孝 生涯学習・スポーツ振興課長代理 岡田 光央

学校教育課主幹 赤城 敬二 学校教育課主幹 平山いづみ

教育総務課主任 林 充世 教育総務課主任 鮎谷 尚

生涯学習・スポーツ振興課主任 河野 弘貴

○付議事件

議案第37号 守口市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

議案第38号 令和7年度教育費補正予算案についての意見

議案第39号 守口市教育委員会学校提案型人材確保事業について

報告第5号 令和7年度守口市教育委員会表彰について

協議事項1 令和8年度教育委員会臨時予算案について

協議事項 2

公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について

開会 午後 3 時 30 分

○田中教育長 ただいまから教育委員会の定例会を開会いたします。

日程第1、「会期について」、お諮りします。

本日の定例会の会議時間は、午後3時半から5時半までの2時間といたしたいと思
いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中教育長 異議なしと認め、会議時間は午後5時半までの2時間といたします。

次に、日程第2、「会議録署名委員の指名について」です。

本日の署名委員は中野委員を御指名申し上げます。よろしくお願ひいたします。

日程第3、議案第37号「守口市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則案」を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

○中西学校教育課長 それでは、議案書1ページを御覧ください。

本規則案は、近年、夏場において猛暑日が連続するなど気温上昇により熱中症によ
る事故の増加を受けて、令和8年度より夏季休暇日を8月31日まで延長するなど、
所要の改正を行おうとするものです。

恐れ入りますが、2ページを御参照願います。

改正の内容についてですが、第2条に規定されている夏季休業日の終了日を「8月
25日」から「8月31日」に改めるものです。

また、第3条の2第3項については、学校教育法第37条の改正による項ずれに伴
う規定整備を行うものです。

附則についてですが、施行日を令和8年4月1日からとするものです。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう
お願い申し上げます。

○田中教育長 説明が終わりました。何かこの件について御意見・御質問はござい

ますでしょうか。

○杉岡委員 地域の会議でも校長先生から暑くて昼休み遊べない状態であるとか、下校時が一番暑くなるので心配しているなどお声を聞いていたので、猛暑による熱中症リスクを心配しておりました。この件については、大賛成でございます。よろしくお願いします。

○田中教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見・御質問がないようですので、採決いたしたいと思います。議案第37号につきましては原案どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中教育長 異議なしと認め、議案第37号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第38号「令和7年度教育費補正予算案についての意見」を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

○水野教育総務課長 議案書4ページから8ページまでを御参照願います。

初めに、8ページの内容を基に説明をさせていただきますので、8ページを御覧いただけますでしょうか。

項目1の内容につきまして、さくら小学校増築校舎整備事業です。児童数の増加に対応するため、令和7年6月から校舎増築工事を開始し、令和8年6月末の完工に向け整備を進めているところです。増築される校舎は2つあり、うち1つの増築棟②及び渡り廊下棟並びに大庇棟については、令和8年度当初に教室不足が見込まれるため、完成に先立ち仮使用を行う予定です。については、令和8年4月から仮使用開始に伴い、学習環境整備に向けた設備及び物品を購入するために、当該事業に係る歳出予算の補正措置が必要となるものです。

補正額の上段、消耗品費は児童用机・椅子・下足棚が主なものです。

下段、委託料は L A N 配線工事や機械警備機器増設に係る費用となっております。

項目 2 及び 3 の内容は、守口小学校施設整備事業について 3 点ございます。

1 点目が項目 3 の上段、物価スライド等対応事業業務委託の債務負担行為設定についてです。施工業者である中川企画建設株式会社より、令和 7 年 10 月 6 日に建設工事請負契約第 25 条第 1 項に基づく請負代金額変更の請求がありました。本請求請負代金が適正かを確認するため、当該工事を設計及び工事監理する株式会社昭和設計に業務を委託しようとするものです。当該事業に係る支出につきましては、成果物の納期が令和 8 年 4 月末頃となる見込みであることから、債務負担行為設定として令和 7 年度は支払いがないためゼロ円、令和 8 年度に 1,989 万 9,000 円を計上しております。

2 点目、3 点目に入る前に、この間の施工業者の状況について御説明いたします。

中川企画より 10 月 9 日付で大阪地方裁判所に対し、会社更生手続開始の申立てを行った旨の連絡がありました。その後、10 月 20 日付で会社更生法手続が開始され、11 月 4 日より工事が再開されている状況となっています。これにより、令和 7 年度内の竣工が望めない見込みとなったことから、令和 7 年度に実施予定であった新校舎への設備・備品の移設や物品の購入に係る経費については、令和 7 年度から減額するのが 2 点目の項目 2 の内容となっております。減額した分は、そのまま令和 8 年度当初予算に計上する予定となっております。また、工事の遅れにより現在使用中の仮設校舎については賃借期間の延長が必要となるため、当該経費については債務負担行為の追加を行う必要があります。

6 ページの表を御覧ください。

一番上段の 2 小学校費、(2) 守口小学校建設工事に伴う仮設校舎賃貸借について、補正前事業費 6,584 万 5,000 円から補正後の事業費が 1 億 82 万 5,000 円と 3,498 万円の増額となっております。この増額分を補正するものとなっております。

8ページに戻りまして、項目4の守口市立図書館管理事業についてです。守口市立図書館受変電設備改修工事については、令和7年10月17日条件付き一般競争入札を実施した結果、不落になりました。入札結果を基に再度工事内容を見直し積算した結果、機器代や既存機器処分等に関する金額に差異が発生しており、現在の予算では不足が生じることから改修工事に係る補正予算を計上する必要があります。現在のスケジュールで工事を発注すると工期が令和8年度にまたがるため、令和7年度歳出予算を減額補正するとともに、令和8年度までを期間とした新たな債務負担行為の追加が必要となるものです。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○田中教育長 説明が終わりました。ただいまの件につきまして、何か御意見・御質問はございましたらお願ひいたします。

私からすみません。さくら小学校のことですけれども、この補正はもともと予定していたということなんでしょうか。増改築の工事がうまくいってるのかなというふうに思ってるんですが、その点いかがですか。

○鰯谷教育総務課主任 さくら小学校の増築に関してなんですけども、まず大前提として普通学級のみであれば工事が全て完了してから供用開始という形で問題はなかったのですが、前年度末ごろに令和8年度に通級指導教室と支援学級が1クラスずつ増えるという見込みとなりましたので、増築棟②につきましては、公告の段階で令和8年4月から仮使用するという条件を設定いたしました。ただ、増築棟②を造るに当たりまして、増築棟②の教室を普通教室にするか支援学級にするかというのは学校が定めます来年度の教室配置計画に基づくものでございますので、今の時期に来年度、増築棟②につきましては普通教室として使うという見込みになりましたので、それに合わせた物品購入を行う必要があるため、このタイミングでの補正となつたものです。

以上でございます。

○田中教育長 分かりました。ありがとうございます。

あと、言える範囲で、守口小学校の工事が一時的にストップした状況がございます。この点、供用開始とかその辺りのことはどんなふうになるのかなと思いますが、いかがですか。

○水野教育総務課長 先ほど説明させていただきましたとおり、10月にそういう手続がされまして、11月にようやく工事が再開ということがありました。受注者からも今後そのことにつきまして協議を進めていきたいというふうに今、申入れを受けているところです。今後、我々としても丁寧に対応していきまして、工事の時期、期間というのを確定させていきましたら、しっかりと周知のほうに努めていきたいと考えております。

以上です。

○田中教育長 子供たちが一番だと思います。あと、工事の遅れによって地域の方々にも御迷惑をかけることになると思いますので、その点、丁寧な対応をお願いいたします。

ほか、よろしいですか。

それでは、ほかに御意見・御質問がないようですので採決いたしたいと思います。

議案第38号につきましては原案どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中教育長 異議なしと認め、議案第38号につきましては、原案どおり決定いたしました。

日程第5、議案第39号、「守口市教育委員会学校提案型人材育成事業について」を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

○中西学校教育課長 それでは、議案書9ページから12ページ及び各校の提案シ

一トを御参照ください。

守口市教育委員会学校提案型人材育成事業につきまして、応募のあった10事業については、前回10月教育委員会定例会及び10月20日までに御意見をいただいたところでございます。いただいた御意見を参考に各校へ再提出を依頼しておりました。再提出された資料を基に10月31日に第2回選定委員会を開催し、各選定委員が選定基準にのっとって評価を行いました。その結果が、議案書10から11ページに掲載しております票の右欄になります。

評価の過程で予算の兼ね合いで提出された事業費のまま上位3事業を採用するか、もしくはより多くの案を採用するため各校の事業費の見直しにより点数のついた5事業を採用するかで議論となりました。事前に各校へ精査を依頼したところ、必要な経費と規模の見直しがあり、今のところ現予算内に順位がついている5事業が収まったため、事務局としましては5事業の採用を提案いたします。

なお、残りの順位のつかなかつた5事業につきましては、全体評価の項目における「趣旨の合致」及び「基金活用の必要性」においてと判断されたため、事業内容評価、事業実現性評価については評価がされておりません。

以上、委員の皆様に御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。なお、選定されました事業につきましては、12月3日に開催予定のひとつくり委員会で調査審議を行うという流れになっております。

以上でございます。

○田中教育長　　ただいま説明が終わりました。このことにつきまして、御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

○中野委員　　5事業か3事業かということについて少しこちらのほうでということでおいただいたと思うんですが、3事業だった場合、全体で300万でしたか。

○平山学校教育課主幹　　全体で上限250万程度ということで言われております。

○中野委員　　その250万で3事業やつたらどれぐらいになるんでしたか。

○平山学校教育課主幹 3事業であれば、251万7,290円になります。

○中野委員 3事業でもう250万超えるんですよね。5事業の場合はどうなるんですか。もう一回教えてもらえますか。

○平山学校教育課主幹 各学校から出された予算案のままで計上した場合、5事業であれば、はっきりした数字でなくて申し訳ないんですけども、約350万程度になります。それを各学校で精査した場合、約250万程度にまで抑えることができるというふうに考えております。

○中野委員 ということは、たまたま精査したら250万に入ったということですね。例えばこれが6事業あって、精査したんだけど280万になったら、やっぱり250万に入るように上から順位を切っていくということですか。

○平山学校教育課主幹 委員おっしゃるとおりです。

○中野委員 もう一つだけ。例えば、それで切っていった結果、5事業で200万になったとします。そうしたら、もうその50万は使わずに200万で行くということでいいんでしょうか。

○平山学校教育課主幹 おっしゃるとおりです。200万で残った50万は、翌年度に持ち越すという形になります。今年度、本来であれば、これまでの持ち越しがあるので予算的には350万程度が残っているんですが、利息の関係で今後、年間100万程度になる年も出てきますので、そのときのために持ち越して残している形になります。

○中野委員 ということは来年が300万とは限らんということですね。それよりも企画がよければ、ある程度そこを融通できるというふうに考えたほうがいいですか。私個人的には、選定委員が認められてるとすれば、5事業で行かれたらどうかなというふうに思いました。

御説明ありがとうございました。

○杉岡委員 私も今のお話を伺いして、選定委員会さんがこの5事業を選んでい

ただいてるので、いろんな学校にやっぱりチャンスをと思いますので、5事業のほうでお願いしたいと思いました。

○田中教育長 今回、上から行くと3つというような制約もあったようですが、精査することによって5つの事業を拾うことができるということでございます。

ほか御意見・御質問よろしいですか。

○杉岡委員 今回残らなかつた提案でも、大変面白いものもあつたかと思います。こんな点があるともっと残れる要因になつたよとかつていうのを丁寧に御説明していただきて、次の提案につながるようにお話していただけたらなというふうに思いました。

以前、メールでもお伝えしたんですが、校長先生たちだけではなくて、いろんな先生方にこの事業が実際行われたことを、例えばレポートだつたり、発表会だつたり、何かの形で知つていただける場を設けるのもいいのかなというふうに思つてますし、私個人的にもやっぱり今後この事業がどうなつて、どんなふうにそれを次に生かせていけるのかという内容もちょっとお聞きしたいなと思いますので、また教えていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○田中教育長 それでは、ほかに御意見・御質問がないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第39号につきましては原案どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中教育長 異議なしと認め、議案第39号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第6、報告第5号、「令和7年度守口市教育委員会表彰について」を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

○水野教育総務課長 それでは、議案書とは別のファイルで配付をしております令

和 7 年度教育委員会表彰候補者名簿（追加分）について、P D F のタブを切り替えて御参照いただけますようお願いします。

令和 7 年度の被表彰者については、選考委員会を経まして令和 7 年度教育委員会 9 月定例会にて御議決をいただきました。今回、令和 7 年 10 月 8 日に生涯学習・スポーツ振興課長から表彰要件を満たす者 7 名について追加の推薦がありましたことから、選考委員会において対象者の資格審査を実施し、表彰基準に照らして全員が表彰を受けるに足る要件を満たしていることを確認しました。資料のとおり、新たに推薦された 7 名を令和 7 年度守口市教育委員会表彰の対象者に加えることとし、去る 11 月 1 日土曜日に表彰式を開式いたしました。

教育委員会表彰の受彰者の決定については本来、教育委員会の議決事項ですが、日程の関係上、教育委員会表彰式までに教育委員会に諮ることができなかつたことから、教育長に対する事務委任規則第 3 条第 2 項に基づき、教育長が臨時に代理して決定いたしました。つきましては、臨時代理した旨を教育委員会に報告し、承認を受けようとするものです。

以上、誠に簡単な説明でございますが、御審議の上、御承認いただけますようお願いいたします。

○田中教育長 ありがとうございました。この件は後で出てきた候補者でございましたので、専決をさせていただいたというものでございます。

この件について、よろしいでしょうか。

それでは、報告第 5 号につきましては原案どおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中教育長 異議なしと認め、報告第 5 号につきましては、承認いたしました。次に、協議事項に移ります。

協議事項 1、「令和 8 年度教育委員会臨時予算案について」の説明をお願いします。

○水野教育総務課長 それでは、15ページ、16ページを御参照願います。

まず16ページ、令和8年度の予算編成に当たりましては、こちらに記載のとおり、市長より予算編成方針が示されており、教育委員会事務局ではその方針を踏まえて令和8年度教育委員会臨時予算案をまとめたところでございます。

15ページを御覧ください。

今回、計11項目の事業となっております。また、「令和6～7年度めざす守口の教育」に掲げる基本方針に基づく分類も併せて示しているところでございます。内訳としまして、基本方針1「命を守る」が2項目、基本方針2「学力を伸ばす」が4項目、基本方針3「心を育てる」が1項目、基本方針4「学校力を高める」が4項目となっています。

それでは、No. 1から順に説明をさせていただきます。

小学校給食施設環境改善事業です。校舎の長寿命化工事を見据えて今後10年程度、安全安心な学校給食を提供できるよう小学校給食施設環境の改善を実施するものとなっています。対象学校は小学校既存校の7校、錦、梶、藤田、庭窪、金田、八雲東、佐太としております。事業内容にあります改修工事を令和10年度までに実施する予定としております。

2番、全員喫食制中学校等給食推進事業についてです。中学校等給食実施方針に基づき、中学校の給食施設改修工事及び給食調理業務事業者選定を実施するものとなっています。令和8年度に調理業務委託業者を選定するとともに、さつき、八雲中を除く6校の給食施設の改修を実施していく予定としています。全員喫食制給食の開始時期については、さつき学園につきまして令和9年4月、残りの6校については令和9年度の2学期、八雲学園につきましては校舎供用開始に合わせと考えているところです。

3番、情報活用能力育成事業につきましてです。次期学習指導要領で新設される中学校技術科新情報分野において、子供たちの情報活用能力の育成に必要な学習アカウ

ント及び教材の整備をするもので、令和8年度から3か年の事業となります。プログラミングやソフトウェアの開発のスキルを学ぶためのコーディング教材に係る利用料などを計上しているものです。

4番、特別支援教育支援員配置拡充事業です。今年度、会計年度任用職員に雇用形態を変更した特別支援教育支援員について、現在、小学校では1日6時間、中学校は4時間の配置となっています。中学校におきましても、小学校と同様に6時間の配置へと拡充するものです。

5番、学校司書配置充実事業です。司書の確保のため、安定的な勤務条件に向けた改善策として、現在の有償ボランティアから会計年度任用職員へ雇用形態を変更して配置するものです。また、文科省が示しております学校図書館図書整備等5か年計画では、小中学校等におおむね1・3校に1名配置、将来的には1校に1名の配置を目指すとありますことから、現在の8名から16名へと拡充するものです。

6番、学校図書館を中心とした子供の心の居場所づくり促進事業です。令和6年度に金田小、錦中で実施した学校図書館活用促進整備事業を踏まえ、読書週間の向上、不登校対策等のため学校図書館にフロアマット・ソファー等を設置し、過ごしやすい環境を整備するものです。令和8年度に小学校で1校、令和9年度に中学校で1校実施し、横展開をしていくことを考えております。

7番、校内教育支援センター支援員配置事業でございます。今年度より府の補助事業を活用して小学校4校、中学校1校に配置している支援員につきまして、1学期末時点での効果が見られたことから、現在配置をしていない15校に配置拡充をするものです。

8番、さくら小学校校舎整備事業です。先ほど議案第38号では、先行して利用する増築棟②に係る費用について御説明をしました。令和8年6月末に校舎増築工事が完工し、同年9月より全面供用開始予定となりますので、増築棟①の学習環境整備のため設備及び物品の購入を行います。

9番、学校施設目的外使用の電子申請化及びスマートロック導入事業です。施設利用に特化した予約したシステムを活用した申請の電子化及び決済代行サービスと連携することで、利用者の利便性を向上させるとともに、職員の業務効率化に資するものでございます。また、スマートロックを併せて導入することで、現地では無人での対応や緊急時の施設解錠が可能となります。11月より小学校1校で実証研究を行っており、追加で1校実施をしているところです。今後、利用者にアンケートなどを実施して条件につきましてまとめていくこととしております。

10番、守口小学校施設整備事業です。先ほど議案第38号で御説明しました減額分につきまして、予算計上するものです。新校舎への移動等を行う移設費用に係るものが主なものです。

最後に11番、第一中学校普通教室及び支援教室等増設に伴う空調設置事業です。生徒数増加のため令和8年度に増設する普通教室及び支援教室への空調設置を行うものです。

以上、11項目の事業です。なお、令和8年度予算につきましては現在、担当者による査定作業が行われており、例年どおりであれば今後、企画財政部長の査定を経て、年明け1月頃に市長による査定が行われる見込みでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしく御議論いただきますようお願い申し上げます。

○田中教育長　　ただいま説明のありました来年度の臨時予算案について、何か御意見・御質問等がございましたらお願ひいたします。

○中野委員　　6番、これもすごくいい事業で、全体的にぜひとも認めていただきたい、頑張っていただきたいなとは思ってるんですけど、この6番のカテゴリーが基本方針3ではなくて2やというのは、何かその事業がどこにぶら下がってるかというのは、もう初めから決まってるわけですか。私はこの内容を見ると、基本方針3の心を育てるのほうが学力を伸ばすよりいいように思うんですけど、この心の居場所づくり

促進事業がそもそも基本方針 2 に関連づけられてるということは、もう前提としてあるのかどうかの確認です。

○山口学校教育課長代理 御意見ありがとうございます。特に紐づいてるわけではないので、改めて今の御指摘内容を踏まえて、おっしゃるとおり心を育てるという視点もございますので、再度課内で検討させていただけたらと存じます。

以上です。

○杉岡委員 1番でちょっと質問させていただきたいんですけど、給食施設のエアコン設置工事ってあるんですけど、これは今はエアコンはないということですか。

○鈴木保健給食課長 現在の新設校以外の給食棟につきましては、休憩室にエアコンは設置されておるんですけども、調理場にはエアコンはない状態で、スポットクーラーが今、何台か置かれておりまして、それを活用して調理をしているというような状況になってございます。

ただ、こちらのほうも今、設計上はエアコンを想定して設計を組んでいこうということになっておるんですけども、一方で施設の電気容量であったり詳細に検討した結果、最終的につく、つかないというのは、これから設計の内容となっていくと考えております。

以上でございます。

○田中教育長 ほかよろしいでしょうか。

それでは、この件については以上でございます。

次に、協議事項 2、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について」の説明をお願いします。

○中西学校教育課長 それでは、議案書 17 ページを御覧ください。

本案につきましては、御協議いただいた上で 12 月定例会にて御決定賜りたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

今年6月、給特法等の一部を改正する法律が公布され、一部を除き令和8年4月1日から施行されます。この法律は、教員に優れた人材を確保するため、中段「概要」にありますとおり、①学校における働き方改革の一層の推進、②組織的な学校運営及び指導の促進、③教員の待遇改善を一体的・総合的に進めるためのものです。

その中で、概要1の（1）教育委員会における実施の確保のための措置として、学校における働き方改革をさらに加速化させるため、教育委員会に対し業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表が義務づけられました。また、毎年度、計画の内容及び実施状況において総合教育会議への報告も義務づけられております。

これらを踏まえ、議案27ページ及びお配りしている冊子「守口市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）」を御覧ください。

ここからは、冊子のページ数に基づいて御説明を進めてまいります。

まず3ページ、計画の趣旨・現状では、本市の教育理念に触れた上で、その実現のためには教職員が心身ともに健康で、教育活動に専念できる環境づくりが必要であること。そのため、本計画では具体的な目標とその達成に向けた取組を示し、教職員が安心して働く環境を整え、子供たち一人一人に向き合う時間と質を確保することにより、守口の教育をさらに充実させることを示しています。

3ページ下段の（2）守口市の現状では、これまで働き方改革に係る取組の実効性を高めるため、業務改善の具体的な取組と時間外勤務の見える化を進めてきたことに触れ、4ページには教職員の時間外在校等時間の改善状況を表にまとめました。その上で、改善傾向は見られるものの、さらなる改善の必要性を具体的に示し、教職員が時間的余裕を確保することが喫緊の課題となっていることを示しています。

次に5ページでは、本計画における目標を具体的に示しています

まず、（1）時間外在校等時間に関する目標については、1年間の時間外在校等時間が360時間以下の割合を100%にすること。また、1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を小学校等で20時間程度、中学校等で30時間程度にする

ことを明記しました。この1か月の平均時間につきましては、4ページの表のとおり、小学校等では令和6年度が26時間31分だったところから、今後1年で1時間以上ずつ着実に削減させることを目標に。また、中学校等でも同様に設定しています。

(2) のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標については、年間の年次有給休暇の平均取得日数を小学校等で18日程度、中学校等で16日程度すること。また、ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を12.0%まで減少させること、ストレスチェックにおける健康リスクの値を85以下とすることを、それぞれ令和6年度の数値から設置し明記しました。

なお、本計画の期間については、6ページ上段にお示しのとおり、令和8年度から12年度までの5年間としています。

次に同じく6ページの4、実施する業務量管理・健康確保措置の内容を御覧ください。ここでは、本計画期間中の重点事項として取り組む内容を具体的に示しています。

まず、(1) 業務の3分類を踏まえた業務の見直しでは、文部科学省が示す学校と教師の業務の3分類に基づき、①学校以外が担うべき業務の5項目、7ページに移りまして②教師以外が積極的に参画すべき業務の8項目、8ページに移りまして③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務の6項目の計19項目に対し、それぞれ取り組むべき内容を具体的に示しています。

例えば6ページに戻りまして、2つ目のひし形、放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応については、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないことや、少年補導協助員連絡協議会等において補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義務的な責任を負うことについて学校と警察等が認識を共有することを示しています。

また、8ページに移り、2つ目のひし形、部活動については、令和6年度から実施し、時間外在校等時間の縮減に効果が上がっている標準活動時間の取組を今後も進め、休日における部活動の地域展開についても研究を進めることなどを示しています。

さらに、8ページの真ん中のひし形、給食の時間における対応については、令和7年度から全校で導入し、時間外在校等時間の縮減に効果が上がっている小学校における教科担任制やチーム学年担任制の取組を今後も進め、給食時の見守りのみならず教科指導、ノート等の点検等の業務について、全ての教職員が協力し組織的かつ効率的に対応できる体制を構築することを示しています。

次に、9ページの下段の（2）学校における措置の推進では、教職員が担う業務の適正化を図るため、各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について真に必要な時数となるよう設定することなどを示しています。

また、10ページの（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組では、1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施することや、年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう現在行っている長期休業期間中の学校閉庁日を活用し、教職員に対し取得を促進することなど、教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定の遵守と併せて取り組む内容について示しています。

最後に、11ページの5には、関連する取組み、今後のフォローアップについて示しています。

例えば、本計画の取組の着実な実行を図るため、今後も教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、定期的に教育委員会のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会お呼び総合教育会議において報告すること。また、教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施するとともに、特に時間外在校等時間が長時間となっている居職員がいたり、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となったりしている学校に対しては、速やかに状況を改善するため個別の支援・指導を実施することなどを示しています。

以上、業務量管理・健康確保措置実施計画（案）の説明とさせていただきます。

今後については、本日御協議いただいた上で、11月26日水曜日までに学校教育課までメールにて御意見をいただければと考えております。加えて、12月3日水曜日の校長会でも御意見をいただく予定としており、その後、12月12日金曜日の12月定例会にて御決定賜りたいと存じます。委員の皆様におかれましては、お気づきの点や御意見等がございましたらよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○田中教育長 説明が終わりました。このことにつきまして、本日は協議ということで御意見・御質問をいただけたらと思います。

○中野委員 御説明いただいたのをちょっと聞き漏らしてるのかもしれませんけど、業務の3分類というのが6ページにある。この業務の3分類というのは、①学校が担うべき業務、②教師が積極的に参画すべき業務、③教師の業務の負担軽減を促進すべき業務の3つですか。

○山口学校教育課長代理 中野委員おっしゃるとおりでございます。本日お示しの議案書の40ページに国が示す3分類の表をお示ししておりますので、またそちらも御覧ください。

○中野委員 この3分類の表というのは、実施計画のどこかに載るんですか。というのは、3分類^⑯とかいろいろと書いてあるのは、今おっしゃってる40ページのこの表とリンクしてますね。

○山口学校教育課長代理 6ページ以降の内容のところで、それぞれひし形で示しておる項目が先ほどの3分類のそれぞれ19項目と同じ内容を項出ししているという、そういう構成になっております。

○田中教育長 この表というのは載ってますか。

○山口学校教育課長代理 この計画を示す際に参考資料として3分類の表も同じようにお示しできたらと考えております。

○中野委員 今日は協議なので思ったことを取りあえずお話ししたいです。

7ページの一番上の四角のスクールロイヤーの件ですけど、これ大阪府のスクールロイヤー等の専門家を速やかに派遣できるようって、大阪府がやってることをここで言っていいんですか。

○山口学校教育課長代理 市教委としては、そういった対応が必要な事案が生起した際には、担当指導主事からすぐに大阪府に依頼をかけて、1日でも早く府のスクールロイヤーの派遣をできるように努めていますので、市教委としてはその間をしっかりと遅滞なく行っていくという趣旨で記載をさせていただいております。

○中野委員 依頼ということを明記したほうがいいような気がします。制度上、違うかなと思いました。

あともう一つ、今の説明でそこに入るのかとは思ったんですけど、ちょっと引っかかったのが9ページの支援が必要な児童生徒・家庭への対応というところは、これは国の分類がそうなんんですけど、ここに書いてあることは実は教師ではできること。何か負担軽減やから、全部本当は教師がやるべきなことをちょっと助けてますよという、そんな感じなんですよね。

でも、本当に学校看護師とかそんな人は負担軽減なんかというと、むしろスクールロイヤーと一緒にイメージなんです。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーぐらいまでは何となく分かるんですけど、ちょっとこの辺り読んでて、こんな認識で国はいらっしゃるんだなというふうに思いながら、どうかなというふうには協議ですので感想含めてお伝えします。

○山口学校教育課長代理 まず1点目の7ページ、スクールロイヤーの件については、依頼というニュアンスがきちんと伝わるように書き方を改善いたします。

2点目も同様ですけれども、今御指摘いただいた内容、教師以外のというところの2つ目のちょぼにもありますが、医療や福祉等との連携というところも立場的にはございますので、そういった意味合いも含めた書き方の工夫をまた来月お示しできるよう準備をさせていただきます。

以上です。

○中野委員 それで結構なんですが、恐らく書きぶりとしたら、こういう人たちを学校に行って、現状と一緒に見ながら、その人たちがやるべきことと教員がやるべきことを分けながら対応してはいるという意味での負担軽減っていう感じのイメージで書いていただいたほうが、実際に近いんやと思います。ロイヤーだってそうじゃないですか。ロイヤーが助言して学校がやるべきことがある。ところが、もう一つ、その支援の中には学校はできないことで、むしろここで役割分担して、だけどここは学校がするんやということと、その辺りを上手に書いていただいて、それが負担軽減なんやというふうに、全部必要な方ですので、ちょっと丁寧に書いていただければいいのかなというふうに思いました。

○山口学校教育課長代理 今の御指摘の内容を踏まえて改善いたします。

○田中教育長 そうしましたら、今日は初見でもありますので11月26日までに事務局のほうに意見をと思います。また、ちょっと分かりにくいところがあれば、各委員の方々からも御質問があるかも分かりませんので、その点、丁寧な対応をお願いいたします。

それでは、この件につきましては終わりまして、本日の日程は以上でございます。

本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後4時27分